

印西市における小・中学校
適正規模の考え方

平成27年3月

印西市教育委員会

印西市における小・中学校適正規模の考え方

1 はじめに

本市における児童生徒数は、全体としてわずかながら増加傾向にあるものの、少子化の進展等により減少している地域と宅地開発等により増加している地域が混在している。そのため、学校の小規模化と大規模化が同時に進行し、規模の差は年々拡大する傾向にある。このことは、学校の教育内容や活動に大きな影響を及ぼし、子ども達の教育条件・環境に不均衡を生む恐れがあることが懸念されている。

このことから、学校の小規模化や大規模化によって生じる教育指導上・学校運営上の課題を解消するとともに、より良い教育環境を整え、教育の質の向上を図ることが喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、学校の大規模化・小規模化により生じる教育指導面・学校運営面での課題を整理するとともに、学校運営を直接行っている印西市校長会とも協議し、印西市における小・中学校適正規模の考え方をまとめた。

2 小中学校の状況

(1) 児童生徒数の現状と推移

平成26年12月1日現在の児童生徒数は、8,028名である。

今後の推移については、住民基本台帳に基づき推計すると、小学校は平成31年度まで、中学校は平成33年度まで増加傾向にある。

児童生徒数の増加傾向は、市全域に及ぶものではなく、特に木刈中学校区及び西の原中学校区で顕著である。一方、他の中学校区においては、児童生徒数の減少傾向が見られる。

児童生徒数による学校規模の差は、平成26年度で小学校が約1.8倍、中学校が約8倍であるが、平成33年度には小学校で約3.2倍、中学校で約1.7倍となり、その差はさらに拡大することが推測される。

(2) 学級数の現状と推移

平成26年12月1日現在の小学校及び中学校の通常学級数は、289学級である。

学級数による学校規模の拡大傾向は、児童生徒数と同様に、木刈中学校区及び西の原中学校区で顕著である。一方、他の中学校区においては規模の縮小傾向が見られ、特に市街化調整区域内にある小学校の多くは、1学級の人数も少なく、現在又は将来複式学級を編制しなければならない状況にある。

学級数による学校規模の差は、平成26年度で小学校が約5倍、中学校が

約4倍であるが、平成33年度には小学校で約7倍、中学校で約8倍となり、その差はさらに拡大することが推測される。

3 学校規模による学校教育への影響

(1) 小規模校化することによる課題

①教育指導面

- 集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学び合う機会、切磋琢磨する機会が少なくなる。
- 学年1学級の場合、学級間の相互啓発の取組ができない。
- 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じる。
- グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取れない場合がある。
- 部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まる。
- 人間関係や相互の評価等が固定化する傾向にある。
- 集団内の男女比に極端な偏りが生じる可能性がある。
- 学校全体での組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じる。

②学校運営面

- 教職員数が少ないため、経験・教科・特性などの面でバランスのとれた配置ができない。
- 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等について、相談・研究・協力・切磋琢磨する機会が少なくなる。
- 教職員一人に校務分掌が集中する。
- 教員の出張・研修等の調整が難しい。
- 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置できない。

(2) 大規模校化することによる課題

①教育指導面

- 児童生徒一人ひとりに目が行き届きにくい。
- 学校行事や部活動において、児童生徒一人ひとりの個別の活躍の場が少なくなる。
- 学年内・異学年間の交流が不十分になる。

②学校運営面

- 教職員相互の連絡調整がとりづらくなる。
- 施設設備の利用の面から、教育活動に一定の制約が生じる場合がある。

4 小・中学校適正規模の考え方

学校規模による学校教育の影響などを総合的に勘案し、本市における小・中学校の適正規模に関して次のように考え方をまとめた。

(1) 適正規模の視点

①教育指導上の視点

- クラス替えができ、人間関係が固定化・序列化しないようにすること。
- 自己形成や社会性を育てるために必要な集団生活ができること。
- 集団での学び合いや多様な考え方に触れる機会等、切磋琢磨し、学習意欲や競争心を高める環境を提供できること。
- 運動会や音楽会等の学校行事において、集団による多様な活動ができるようにすること。
- 生徒の興味関心に対応できる、多様な部・クラブ活動が用意できること。
また、部・クラブ活動を実施する上で必要な児童生徒数を確保できること。

②学校運営上の視点

- 同一学年や同一教科において教員が複数配置されることにより、教員同士の学び合いや相談等が容易にできること。
- 中学校において、専任の教科担任を配置できること。
- 出張等において、教員一人あたりの負担が大きくなるようにすること。
- 多面的に子どもを見ることができるようになるようにすること。

(2) 適正規模の考え方

上記の適正規模の視点を踏まえ、本市における適正規模の考え方を次のとおりとする。

①小学校

規模	学級数	状 況	対 応
小	6以下	クラス替えができない。	適正規模化を検討する。
準適正	7～11	クラス替えができない学年がある。	児童数の推移を注視する。
適正	12～24	クラス替えができる。	
大	25以上	児童一人ひとりの把握が難しくなる。また、施設利用面から教育活動に支障が生じる場合がある。	児童数の推移を注視し、適正規模化を検討する。

②中学校

規模	学級数	状 況	対 応
小	5 以下	クラス替えができない学年がある。また、専任の教科担任を配置できない教科がある。	適正規模化を検討する。
準適正	6～11	クラス替えは可能であるが、専任の教科担任を配置できない教科がある。	生徒数の推移を注視する。
適正	12～24	クラス替えが可能で、専任の教科担任を配置できる。	
大	25 以上	生徒一人ひとりの把握が難しくなる。また、施設利用面から教育活動に支障が生じる場合がある。	生徒数の推移を注視し、適正規模化を検討する。

5 おわりに

今後は、文部科学省が示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」などを参考にし、学校の適正配置についての検討を進めていく必要がある。